篠 監 公 表 第 1 号 平成 28 年 2 月 18 日

篠山市監査委員 畑 利 清

篠山市監査委員 恒 田 正 美

兵庫県篠山市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により平成27年12月28日に提出のあった兵庫県 篠山市職員措置請求書について、同条第4項の規定に基づき実施した監査の結果を 公表します。

篠山市職員措置請求に係る監査結果 (平成27年12月28日提出分)

平成28年2月

篠山市監査委員

篠山市職員措置請求に係る監査結果

第1 請求の受理

1 請求の受付

平成27年12月28日に下記の者から地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく兵庫県篠山市職員措置請求書の提出があった。

請求人

住 所 兵庫県篠山市******

氏 名 ******

2 請求の概要

- (1) 請求の要旨(以下、原文のとおり)
 - 1 篠山市長酒井隆明は「検討委員会」が大好きで、東京電力福島第一原発の 過酷大事故の後に「篠山市原子力災害対策検討委員会」を設立した。その会 の検討内容を調べると、ほとんどが原発に関する事柄を論じているから、正 しい日本語を使う愛国心の持ち主たちならば、篠山市「原子力発電災害対策 検討委員会」と名乗るべきで、略して「原発災害対策」と表現していたなら、 猿から遠く離れて進化した日本人として一人前になれたのに。

日本国の政治屋は半世紀以上前から、日本語や憲法をボロボロにするペテ ン的悪事を重ね続けてきたもので、その詐欺商法に篠山市民や国民の大半が ハメられたということだ。戦前大本営発表を流して戦争協力したマスコミは、 戦後も根本からの反省ができず「原子力ムラ」との表現を使い続け、国家が 黒幕の「原発ムラ」の繁栄にボカシをかけ続け、国民をダマスことで国家大 本営に奉仕し、戦前と同じ体質で「報道ムラ」の繁栄・利益追求に励んでい る。原子力に関係する核物理学の先駆者は、日本では湯川秀樹さんであるか ら「原子カムラ」の初代村長で、その頃に正義の味方「鉄腕アトム」も活躍 していたので副村長ということになる。二代目村長は「原子力ムラ」のドン とマスコミから呼ばれた森一久さんとなるが、どちらの村長もアメリカから の直輸入の原発に飛びつくことには反対で、ソロバン優先の「原発ムラ」の 台頭や繁栄には常に警戒していた。東電福島原発大事故後に頻繁に使われだ した昔の国法「原子力損害の賠償に関する法律」には、不思議なことに「発 電・原発」との文言はどこにも見当たらず、国家と新興財閥の電気事業連合 会がダンゴになって、ヤバイ「原発」との文字を法文から意図的に消して、 国民の多くを簡単にダマシ利益獲得に邁進したものである。そのダマシの結 果が「篠山市原子力災害対策検討委員会」であり、市民の国語力や理解力の 有無の問題ではなく、国家の言葉遊びの詐欺行為の方が遥かに上等だったと

言うことである。

- 2 請求人*****は、世間の人からアホだと言われて久しいアホだけど、 自分を超えるアホを見つけると挑戦したくなる性格を持っている。前項の 「原発災害対策検討委員会」は、篠山市長酒井隆明に対して提言書を手渡し たのであるが、内容はマーマーだが公知のアホには気になる個所がある。提 言書には「なお市民のみなさんに読みやすいように平易な文体を心がけまし た」とあるが、続く目次には「第」が縦に行列しており、国家の法文や行政 文書の真似をしているのでアホには読みにくい。また5ページには「とっと と逃げる」との文言があり、これは上品な人があまり使わない言葉で、原発 災害対策検討会でも議論に付されたが、中心的作成者が「流行語大賞」を狙 っていたのか提言書には残った。その検討委員会の委員の日当であるが、市 民や公募委員は4千円で、学識経験者とやらは3万円で格差社会を反映して いる。公職選挙の定数固定で、流動社会についてゆけない政治屋連中に、最 高裁は一票の重さの格差が3倍以上は違憲と判断している。篠山市の原発災 害対策検討委員の日当は、驚くなかれ7倍以上の差がある愚劣なもので、行 政協力員費のデコボコ差別行政と同じく、卑劣極まりない違憲違法な公金支 出であるから、市長酒井隆明が私費で日当を支払い格差を是正することを求 める。
- 3 篠山市原発災害対策検討委員会は、第1回目から安定ョウ素剤のことが議題となり、原発輸出国アメリカが東電福島原発大事故対策として、全国民分のョウ素剤を備蓄したオッチョコチョイを猿真似して、篠山市の公金にて市民全員分を購入した。本年2月から全国紙を含むマスコミが、多紀郡内4町合併と同じく全国初の珍事件として報道した。第10回原発災害検討会では、原発よりもマスコミ対策が長々と議論され、窓口一本化の行政主導の「かん口令」に落ち着いた。人気やマスコミが気になる連中は、篠山市議会に集まり「安定ョウ素剤配布事業」に、公金592万円を浪費する決定をした。

原発推進国家が配布費用を負担した自治体で、賞味期限3年が過ぎたりの回収作業が完遂できず往生しているのに、篠山市では期限1年余の劇薬配布に大金を投じる予定である。アメリカの真似が単純にカッコイイと思っている連中らの、安定ヨウ素剤購入行為を監査請求しようと思ったが、行政有利に作成された地方自治法により時効なので、前項の請求だけに止めたものである。本項においては、原発でボロ儲けしてきた関西電力に支払いを求めない公金支出は、地方自治法第242条の規定「違法若しくは不当な公金の支出」に該当し、その防止を頼りにならない監査委員らに求める。 以上。

3 請求の補正

本件措置請求については、事実を証する書面の不足があったため平成28年1月8日付篠監査第52号により請求人に補正を求めたところ、同月14日に請求人から下記の通り事実を証する書類の提出がなされた。

(1) 事実を証する書面

- ア. 篠山市原子力災害対策検討委員会(以下「検討委員会」という。)委員名簿 (第13回検討委員会 平成27年10月14日)
- イ. ヨウ素剤来月末配布 篠山市議会特別委、補正案可決の記事 (平成27年12 月12付朝日新聞)

4 請求の要件審査

本件措置請求は、自治法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと 認め、平成28年1月21日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象とした事項

措置請求書に記載されている事項及び請求人陳述の内容等を勘案し、本請求の趣旨を次のように解して監査対象とし、項目(1)、(2)及び(3)が「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かについて、監査を実施した。

- (1) 検討委員会の委員報酬の支給額について、学識経験者30,000円とその他の委員4,000円とで差額が生じていることについて
- (2) 安定ョウ素剤配布事業に基づく公金の支出について
- (3) 関西電力に配布費用の支払いを求めないことについて

2 監査対象部局

市民生活部市民安全課

3 関係職員陳述

監査対象部局から関係書類の提出を求め、平成28年1月27日に市民生活部長、 市民安全課の関係職員から陳述の聴取をした。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成28年1月27日に証拠 の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、新たな証拠の提出はなかったが、追加資料として「陳述書」が提出された。

第3 暫定的停止勧告について

請求人は、安定ヨウ素剤配布事業は浪費であり、関西電力に支払を求めない公金支出は「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するとしてその防止を求めている。

自治法第242条第3項の規定による暫定的停止勧告については、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、理由を付して監査の手続きが終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができるが、安定ヨウ素剤配布事業は同項の規定に該当しないため、暫定的停止勧告を行わなかった。

第4 監査の結果

監査の結果、請求人の主張にはいずれも理由がないものと認められた。 したがって、本件措置請求についてはこれを棄却する。

以下、事実関係の確認、監査委員の判断について述べることとする。

1 事実関係の確認

今回実施した関係職員陳述等により次のとおり事実関係を確認した。

- (1) 検討委員会は篠山市附属機関設置条例に基づき設置されたもので、原子力災害対策についての審議を行うこととなっている。
- (2) 検討委員会の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、篠山市 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で定められてお り、学識経験者にあっては日額30,000円以内、その他の委員にあっては日額 4,000円となっている。
- (3) 第13回の検討委員会は平成27年10月14日(水曜日)の14時から篠山市役所本庁舎3階301会議室にて12名の委員により開催されている。委員報酬の支給については、平成27年10月14日に支出負担行為兼支出決定書が起票され同年10月30日に総額112,000円が各委員に支給されている。支給の内訳は30,000円が2人、20,000円が1人、4,000円が8人、支給不要が1人となっている。なお、当日の欠席者は4名である。
- (4) 請求人の陳述の際、請求人に対して検討委員会委員の報酬の格差の是正について確認したところ、その他の委員の日額4,000円について是正を求めるものであった。
- (5) 安定ヨウ素剤配布事業は第102回篠山市議会定例会において、平成27年11月30日に提案がされた平成27年度一般会計補正予算(第5号)に5,920,000円が計上

されたもので、同年12月18日に原案が可決されている。内訳は協力者謝礼として4,188,000円、消耗品費として767,000円、燃料費として60,000円、印刷製本費として273,000円、通信運搬費として279,000円、委託料として353,000円である。

- (6) 安定ヨウ素剤配布事業に係る支出については、パンフレット印刷として平成27年12月22日に支出負担行為兼支出決定書が起票され平成28年1月20日に250,560円が支出されている。
- (7) 市民へ事前配布をすることとしている安定ョウ素剤は(5)により使用期限3年のものを新たに必要数購入するものである。なお、平成28年1月27日に行った請求人の陳述において請求人から請求書の文中にある「期限1年余」について訂正があった。
- (8) 安定ョウ素剤には丸剤と粉剤があるが、(7)により事前配布を予定しているものは丸剤である。これは「医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」による劇薬には指定されていない。
- (9) 篠山市周辺地域における原子力発電所の立地状況は、篠山市役所から最も近い 関西電力高浜発電所まではおよそ56キロメートル、関西電力大飯発電所まではおよそ65キロメートルにある。

2 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人は、検討委員会の委員報酬の支給について、その他の委員に対する日額報酬4,000円が学識経験者に対する日額報酬30,000円に比べ低く7倍以上の差を生じており違法な公金支出であるとしている。また、安定ョウ素剤配布事業について、5,920,000円を使って配布するのは浪費であるとしている。あわせて関西電力に配布費用の支払いを求めない公金支出は違法若しくは不当な公金の支出に該当するとしている。

これらのことが、違法又は不当な公金の支出にあたると主張しているので、こ の点について判断する。

(1) 自治法第 203 条の 2 第 1 項では、普通地方公共団体は、普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対して、報酬を支給しなければならないとされており、同条第 2 項では勤務日数に応じてこれを支給することとなっているが、条例で特別の定めをした場合はこの限りではないこと、また同条第 4 項では報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について条例でこれを定めなければならないとされている。本市においては、検討委員会は自治法第 138 条の 4 第 3 項の定めるところにより「篠山市附属機関設置条例」が設置され、「篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき検討委員会の委員に対し報酬が支給されている。

次に、検討委員会の報酬の額等の決定については、法令等で具体的な定めがないため、地方公共団体が裁量によって当該委員の専門知識や職務内容、人材確保の必要性等を勘案しそれぞれ適正に定め条例に規定されている。

以上のことから、検討委員会に対する委員報酬の支出については、その根拠となる条例に違法性や不当性があるとは認められない。

(2) 安定ョウ素剤については、既に市施設で備蓄をしているが、避難が必要になる原子力災害の発生時に混乱なく服用できるよう事前に配布するものである。

請求人は、これについて配布費用が公金の浪費であると主張しているが、安定 ョウ素剤の事前配布については、原子力の災害を想定し市民の安全を確保するための必要な対策等を検討するために設置された検討委員会の提言に基づくものであり、市が第102回定例会において予算を提案し可決されたことにより事業を実施している。

従って原子力災害に備え市民の安全を確保するための対策は、その裁量に著しく合理性を欠き裁量権を逸脱又は濫用するものとは認められない。また安定ョウ素剤配布に必要な経費以外の支出は予定されておらず、法令に違反して予算は執行されていない。

以上のことから、安定ョウ素剤配布事業に基づく公金の支出は、違法性または 不当性があるとは言えない。

(3) 原子力規制委員会は、原子力施設から、5キロ圏内の自治体には安定ヨウ素剤の事前配布をもとめ、30キロ圏内では同委員会の判断で配布・服用との指針を示している。

篠山市は30キロ圏外に該当し、防護措置としては屋内退避となっているが、 検討委員会の提言に基づき市民の安全を守るため市の裁量により安定ヨウ素剤 の事前配布をするもので、関西電力にその費用の負担を求めない市の方針は妥当 と判断する。

第5 意見

監査委員の判断及び監査結果は以上のとおりであるが、本件に関して次の通り 意見を付するものとする。

- 1 安定ヨウ素剤の事前配布は、国の指針により服用の指導・説明、問診等について医師の関与が必要とされているため、これら協力者の謝礼を含め予算を計上し事業が実施されている。また3年ごとの更新や転入・転出者等への配布・回収等も必要であるため、配布状況等を十分勘案し今後の配布方法や事業の進め方を検討すること。
- 2 検討委員会の提言では、原子力災害のときは「とっとと逃げる」ことが最も有効であるとしている。従って市は市民が安全に自主避難できる避難計画を早急に

作成すること。